

別添

規 則 等 の 名 称	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
根 拠 法 令	- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号） - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成２７年徳島県条例第５９号）
趣 旨	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成２６年政令第１５５号）に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例及び本細則（平成２８年規則第７４号）において、個人番号及び特定個人情報並びに個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めている。 これまで、個人番号を利用できる事務は法で定める事務（法定事務）及び地方公共団体が条例で定める事務（独自利用事務）に限られていたところ、法の一部改正（令和５年法律第４８号）により、主務省令で定める事務（準法定事務）についても個人番号の利用が可能となったため、条例で定める独自利用事務のうち、準法定事務で重複して定められた事務については、条例から削除する改正を行った。今回の細則改正は、条例改正に伴う所要の整理を行うものである。
概 要	○ 条例から削除する以下の独自利用事務に関する規定を削除する。 ア 生活に困窮する外国人に対する保護の実施 イ 肝炎の検査費用の助成に関する事務 ウ 高等学校等学び直し支援金の支給 エ 高等学校等に係る奨学のための給付金の支給 オ 高等学校等専攻科修学支援金の支給
施 行 日	令和７年６月１６日
県民意見等を募集しなかった理由	規則等において、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理である（条例改正に伴い、細則中の規定を整理する形式的なものである。）。
その他参考事項	